

受験番号

平成27年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（筆記試験）問題

# 専門科目

憲法	1
行政法	2
民法	3
商法	4
民事訴訟法	5
刑法	6
国際法	7
国際私法	8
租税法	9
国際政治学	10

# [ 憲 法 ]

以下の〔第1問〕と〔第2問〕を共に解答しなさい。

## 〔第1問〕

「憲法25条は具体的権利であり、その規制場面の司法審査基準は中間審査（厳格な合理性の基準）である」という説は適切であるか、論じなさい。

## 〔第2問〕

次の（1）または（2）から1問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

（1）憲法改正の限界について論ぜよ。その際に、「憲法制定権力」の語を用い、日本国憲法制定に関する法理論的問題についても言及しなさい。

（2）いわゆる「憲法判断回避の準則」を説明し、その妥当性を論じなさい。その際に、恵庭事件判決（札幌地方裁判所昭和42年3月29日判決）の立場についても言及しなさい。

## [ 行 政 法 ]

いわゆる「違法性の承継」について、その定義および許容性（いかなる場合に「違法性の承継」が認められるかという判断基準）について論じた上で、以下の（１）（２）（３）の事例において「違法性の承継」は認められるか、判例（下級審も含む）の態度をふまえた上で、検討しなさい。

- （１） 所得税法上の更正処分と滞納処分
- （２） 土地収用法上の事業認定と収用裁決
- （３） 東京都建築安全条例上の安全認定と建築基準法上の建築確認

## [ 民 法 ]

下記の設問のうち1問を選択して答えなさい。その際、選択した問題の記号を必ず冒頭に掲げること。

[第1問] 民法95条における「要素の錯誤」に、動機錯誤が含まれるか否かについて、動機錯誤とはどのような概念かについても説明を加えたうえで論じなさい。なお、論じる際に、この問題についての判例の立場とその結論を示したうえで、それに対する批判説とその結論を根拠とともに少なくとも一つ明示すること。

[第2問] 横断歩道をわたっていたAは、信号無視をして交差点に進入してきたBの車にはねられて重傷を負った。Aの子Cは、留学のため、シカゴ経由でニューヨークに航空機で向かっていたところ、乗り継ぎのシカゴでAの負傷の連絡を受け、急遽帰国し、Aの看病にあたった。Aの病状が回復した後、Cは改めて航空機でニューヨークに向かった。

以上の事実のもと、BのAに対する不法行為責任が認められる場合、(1) Aの治療費、(2) Cの帰国費用のそれぞれが、損害賠償の範囲に含まれるか否かを論じなさい。なお、論じる際に、この問題についての判例の立場とその結論を示したうえで、それに対する批判説とその結論を根拠とともに少なくとも一つ明示すること。

以 上

## [ 商 法 ]

次の問題すべてに答えなさい（なお、それぞれの問題は独立の問題である。）。

[第1問]

X株式会社（以下、X社とする。）の顧問弁護士であるYは、X社の株主総会決議を経て、X社の監査役に就任した。判例を踏まえて、顧問弁護士Yを監査役に選任した当該株主総会決議の効力を論じなさい。

[第2問]

会社法上、株主総会の決議による吸収合併契約の承認が不要となる類型を挙げ、それぞれの制度趣旨について説明しなさい。

以上

## [ 民 事 訴 訟 法 ]

XのYに対する売買代金請求訴訟（以下「前訴」という。）で、Yは「自ら弁済した」と主張して争ったが敗訴した。

（1）前訴判決確定後、Yは「売買は詐欺によるものであったから取り消す」と主張して、Xに対して前訴と同一の売買代金の不存在確認の訴えを提起した。

裁判所はどのように審理・判断すべきか。

（2）前訴判決確定後、Yは「前訴の口頭弁論終結前に、AがYに代わって弁済していたが、自分は知らなかった」として弁済を主張し、Xに対して前訴と同一の売買代金の不存在確認の訴えを提起した。

裁判所はどのように審理・判断すべきか。

以上

## [ 刑 法 ]

A が犯罪行為を行っている途中からこれに加わった X は、X の介入以前に A が行った行為から生じた結果についても刑事責任を問われるのか。いわゆる承継的共犯が認められるかについて、犯罪類型（特に、強盗殺人罪、傷害罪、恐喝罪など）における違いを考慮しながら、共同正犯・幫助犯の両方について検討しなさい。

また、関連する裁判例にも言及しなさい。

# [ 国 際 法 ]

[第1問] 次の問いについて記述しなさい。

- (1) 領域権原とは何か、そして、領域権原取得にはどのような態様があるのか。
- (2) 条約と国際慣習法の関係について述べなさい。

[第2問] 次の用語について略述しなさい。

- (1) 旗国主義
- (2) 受動的属人主義



# [ 国 際 私 法 ]

X(A国籍の女)は永住者として日本に住んでいた。Xは日本の大学を卒業して直ちに(23歳の時に)B国の大学に留学して研究生活を送っていたところ、B国の同じ大学で研究をしていたY(B国籍の男)と交際を始めた。そして、XYはB国でB国法上の方式で婚姻した(Xは25歳、Yは30歳)。YはB国の大学の教員として就職し、Xは専業主婦となった。

XYは同居を始めてから、生活習慣の違いや食事の好みの違いが原因となって口論をすることが多くなった。次第に、YはXに暴言を吐くようになり、さらに、Xを殴る、蹴る、Xの所有物を壊すなどの暴力を頻繁にふるうようになった。Xは、Yの暴言・暴力はいずれおさまるものと考えて、Yが興奮するたびに冷静に話し合いをしようと試みたが、Yの暴言と暴力はますます激しくなってきたので、XはYと別れて人生をやり直したいと考えるに至り、Yに相談せず、日本に帰国(再入国)した(Xは28歳)。

Xは日本に帰国(再入国)してからは日本で職を得て生活している。Xは帰国の1年後にZ(日本国籍の男)と交際を始めた。XZは2年間の交際を経て婚姻の約束をするに至った。Xが日本に帰国してから3年間、XYは全く連絡を取っていない。

そこで、XはYを被告として日本の裁判所に離婚訴訟を起こした。

なお、XYがB国でした婚姻は日本において有効であるものとする。また、B国には離婚制度は存在しないものとする。

(1) Xの離婚訴訟に関して日本に国際裁判管轄はあるか。

(2) 日本の裁判所はXの離婚請求を認めるべきか。

## [ 租 税 法 ]

下記の設問のうち1問を選択して答えなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問] A社の従業員である居住者Xは妻と同居しA社に勤務するとともに、妻と自宅で食料品の小売業を営んでいた。Xは、本件年度の所得税の納税申告に際して、A社からの給与所得と事業所得は妻の協力によって得られたものであると考え、これら両所得の金額の合計額の2分の1に、自己名義の株式について受領した利益配当の金額を加えた金額を自らの所得として計算し、申告した。

このようなXの納税申告の計算は妥当か否か、根拠を示して答えなさい（所得税法56条と租税特別措置法並びに国税庁通達は考慮しなくてよい）。

[第2問] 製造業を営む内国法人である株式会社X社（3月決算法人）は、自社が製造した製品の販売を他社に委ねるよりは販売子会社を設立し自社と子会社で統合的に製造販売を行ったほうが経費節減になると考え、平成元年9月、全額を出資してA社（内国法人である株式会社）を設立した。X社はその後、自社で製造した商品はすべてをA社に販売し、A社は当該商品を国内の一次卸業者などに販売していた。ところがその後、バブルが崩壊し、X社の製造する製品はその性能の割に価格が高いために国内市場ではほとんど売れなくなってしまった。そのため、A社は資金繰りに行き詰まり、振り出した手形の決済ができない可能性が出るに至った。そこで、X社は、平成10年4月15日に、A社に対してその資金繰りのために、貸付期間を6ヶ月間として元本金額1億円を無利息無担保で融資することとした。X社は、平成10年度の事業年度の確定申告において、当該融資にかかる利息を計上することなく益金を算定し、申告納税を行った。

このようなX社の納税申告の計算は妥当か否か、根拠を示して答えなさい（租税特別措置法及び国税庁通達は考慮しなくてよい）。

# [ 国際政治学 ]

[第1問]

サミュエル・ハンチントンの「文明の衝突」について、その論点とともに世界的な論争を招いた理由を説明しなさい。

[第2問]

国際レジームについて、具体例を明示するとともに、その機能について説明しなさい。